（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
税理士証票無効・登録抹消、弁理士登録関係　二五
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二六
会社その他
会社決算公告　二六

省令

○財務省令第六十七号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十五日

財務大臣　片山さつき